

平成22年5月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(八)第[REDACTED]号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年4月9日

判 決

名古屋市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人司法書士

淵

真 一 郎

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

被 告

株 式 会 社 武 富 士

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同 訴 訟 代 理 人 [REDACTED]

同 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金82万8745円及び内金67万3455円に対する平成21年11月11日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金82万8760円及び内金67万3469円に対する平成21年11月11日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、原告と被告との間の金銭消費

貸借契約に基づく貸付け及び弁済を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、金82万8760円（過払元金67万3469円、平成21年11月10日までに発生した過払金に対する民法704条前段所定の利息金15万5291円）及び上記過払元金に対する同月11日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の支払を求めた事案である。

1 争いのない事実等

原告は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。）3条所定の登録を受けた貸金業者である被告との間で、利息制限法1条1項所定の制限を超える利息の約定で金銭消費貸借契約を締結し、平成7年2月28日から平成18年8月22日までの間、別紙1の「計算書」（以下「別紙1計算書」という。）の「取引日」欄記載の各年月日に、「借入額」欄記載の各金員を貸付けとして受領し、「返済額」欄記載の各金員を貸付けに係る債務の弁済として支払って、取引を行ってきた（以下「本件取引」という（甲1、弁論の全趣旨）。ただし、本件取引の過払金の計算方法については、後記のとおり争いがある。）。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 債務額確定等調停事件の調停調書の効力について

（被告の主張の要旨）

ア 本件取引については、原告を申立人、被告を相手方とする名古屋簡易裁判所平成14年（特ノ）第[REDACTED]号債務額確定等調停事件において調停（以下「本件調停」という。）が成立しており、同調停調書には、「当事者双方は、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。」との条項（以下「本件清算条項」という。）が記載されている（乙1）。

イ 調停の成立・効力については、「調停において当事者間に合意が成立し、

これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。」とされ、確定判決と同一の効力を有する。原告は、自らの意思において和解しており、双方出頭し、調停委員を交えて話し合いをし、裁判官の立会いのもと調停が成立したものである。そして、本件調停により、現在、残元金は0円となった。

ウ 本件調停調書には、第1項に、「申立人が相手方より平成13年8月21日から」との記載がある。上記日付は、原・被告間の初回の契約日であり、上記記載は、原告が被告との間の取引を全て認めたものである。

(原告の主張の要旨)

ア 調停の既判力について争いはあるものの、その合意の意思形成に瑕疵があれば、調停が無効になることがありうるものと解される。

イ 調停無効の主張が認められることを前提に、本件調停には、次のとおり要素の錯誤があり、全体として無効である(甲2)。

① 被告は、本件調停に際し、平成7年2月28日から平成13年3月26日までの取引(以下「第1取引」という。)に係る取引履歴を開示せず、同年8月21日から平成18年8月22日までの取引(以下「第2取引」という。)に係る取引履歴のみを開示し、本来あるべき残債務額を偽った金額を裁判所へ通知した。

② 原告は、調停委員から、「第2取引においては利息制限法所定利率に引き直しても現状とあまり変化がないため、利息を負けてもらうことで納得しなさい。」旨言われ、やむなく納得した。

③ もし被告が第1取引に係る取引履歴を開示していれば、調停委員が当初の取引から引き直し計算をしたはずであり、第1取引が開示されていれば、少しでも債務額を減らしたいと望んで特定調停を申立てた原告が、全く債務額の減らない本件調停の内容で調停を成立させることはなかったのは明らかである。

④ 特定調停において、主要な要素は残債務額である。

ウ 仮に、本件調停が無効ではないとしても、本件の過払金返還請求権は、次の理由によって本件清算条項の適用外である。

① 本件調停は債務額確定等調停事件（特定調停事件）であり、その調停において過払金を放棄することを予定するものではない。過払金の放棄は特定調停の手続において想定されておらず、清算条項の射程範囲に過払金の返還請求権の存否は入っていないと考えるのが妥当である。

② 仮に、特定調停事件による清算条項の射程範囲に過払金の返還請求権の存否が入るとしても、本件調停調書の調停条項には、第1項に、「申立人が相手方より平成13年8月21日から平成14年4月5日までに借り受けた合計110万5000円について」と記載されており、本件調停が第2取引についてのみの合意を意味することは明らかである。第1取引において発生していた過払金の返還請求権については、双方ともに認識しておらず、本件調停において何ら合意していないのである。よって、被告は、第1取引において発生していた過払金として、別紙1計算書の平成13年3月26日時点の過払金58万8151円及びこれに対する同月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の支払義務がある。

エ 解釈による本件清算条項からの過払金返還請求権の除外または錯誤無効の抗弁

① 本件調停において、被告から第1取引に係る取引履歴が開示されておらず、原告は、過払金の内容どころか存在すら一切知らされていなかったという事情（甲2）や支払不能に陥るおそれがあるため経済的再生を目指して特定調停制度を利用するに至ったという原告の事情を総合的に考慮すると、原告が過払金の返還請求権を放棄するには、約

金58万円という金額は極めて多額であり、これを清算条項によって一律に放棄するというのは、公正性、妥当性、経済的合理性を有する（特定調停法1条、17条2項）とは到底言うことができない。

- ② 仮に、本件清算条項に、原告が過払金の返還請求権までも清算する趣旨を含んでいるとしても、前記のとおり原告は過払金の存在自体認識していない。仮に、認識していたのであれば、経済的再生に向けて特定調停の申立てをした原告が放棄することはあり得ないのは明らかである（甲2）。本件清算条項によって、過払金の返還請求権をも清算する趣旨だと認識していれば、そのような調停を受け入れるはずはなく、本件清算条項の合意については要素に錯誤があり無効である。

オ 以上の次第で、主位的には本件調停が全体として無効であるから、原告の請求を認容することを求めるものであり、予備的には第1取引において発生していた過払金は前記の理由により本件調停の清算条項の適用外であるから、原告は、被告に対し、金58万8151円及びこれに対する平成13年3月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の支払を求めるものである。

- (2) 被告は悪意の受益者か否か。

（原告の主張の要旨）

被告は、本件取引において、原告の無知、すなわち利息制限法所定利率を超える利息は無効であることを知らないことに乗じて利息制限法を超過する利息の請求を続けてきた。原告が被告から借り受けた金員を利息制限法所定利率で再計算し、利息及び元本に充当すると過払金が生じており、被告は、この過払金の取得について、民法704条の「悪意の受益者」に当たる（最高裁平成19年7月17日判決参照）。

（被告の主張の要旨）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (債務額確定等調停事件の調停調書の効力について) について

(1) 調停の成立の効力については、裁判所が関与して当事者間の合意が成立したことを尊重して、民事調停法16条、民事訴訟法267条は、「確定判決と同一の効力」を有すると規定している。したがって、調停における合意の内容について錯誤による無効が認められるためには、民法696条の趣旨を勘案して、その錯誤が争いの目的となった権利に関する事実ではなく、争いの目的でなかった事項または調停の前提となった事項で調停の要素であったものに限られると解するのが相当である(最高裁昭和33年6月14日判決参照)。

(2) 以下、本件について検討する。

ア 証拠(甲2, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件調停をするに先立ち、被告から、第2取引に係る取引履歴の開示しか受けていなかったこと、原告は、第1取引の存在は認識していたが、第1取引の債務は完済されており、本件調停とは無関係であると思っていたこと、原告は、当時、完済した債務について利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした結果過払金が発生していれば、その返還を求めることができるということを知らなかったこと、被告や調停委員からその旨の説明を受けなかったこと、第1取引について過払金が発生していることあるいはその可能性を認識していなかったことが認められる。

イ 本件調停調書の調停条項第1項には、「申立人が相手方より平成13年8月21日から平成14年4月5日までに借り受けた合計110万5000円について」と記載されている(乙1)。

ウ 以上によれば、原告は、本件調停に当たって、本件調停の対象となる取引は第2取引だけであると考えて本件調停を行ったものと認められるところ、実際には、原告は、被告との間で、第1取引も行っていたので

あるから、原告は、本件調停を成立させる上で、取引の期間及び内容について、錯誤があったものということができる。そして、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をするに当たり、その前提となる取引期間及び内容について錯誤が存在すれば、計算結果が異なることになることから、この取引期間及び内容の錯誤は、要素の錯誤に当たるものというべきである。そして、原告と被告との間で本件調停をするに当たっては、原告と被告との間の取引期間及び内容が第2取引の期間及び内容であることを前提として、原告が被告に対し返還すべき額が争点となっていたものとするのが相当であり、取引の期間及び内容は直接の争点ではなく、その前提となる事項であったと認めることができる。

エ 本件調停において、原告は、第1取引について過払金が発生していることを認識しておらず、第1取引及び第2取引を通じて利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、本件調停の計算結果とは大きく乖離することになることを認識していなかったものである。もっとも、原告は、第1取引が存在したこと自体は記憶していたのであるが、当時、完済した債務について利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした結果過払金が発生していれば、その返還を求めることができるということを知らなかった原告が、第1取引は、本件調停とは関係ないと考え、本件調停に応じてしまったとしても、原告に重大な過失があったとは解することはできない。

オ 以上の次第で、本件調停は錯誤により無効になると解するべきである。

2 争点(2) (被告は悪意の受益者か否か。) について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律

上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成18年受第1666号同19年7月17日第三小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、被告は、貸金業法43条1項の適用ないし上記特段の事情についての主張、立証を何ら行わず、これらを認めるに足りる証拠がないから、被告は、悪意の受益者であると推定される。

そして、悪意の受益者については、民法704条前段の規定に基づき、各過払金発生時から民法所定の年5パーセントの割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うというべきである。

3 過払金の計算について

- (1) 本件取引は、前記のとおり、平成7年2月28日から平成13年3月26日までの取引（第1取引）と、同年8月21日から平成18年8月22日までの取引（第2取引）とからなるが、第1取引及び第2取引に係る解約ないしは新たな基本契約締結の事実を認めるに足りる証拠がないことから、本件取引は、当初の基本契約に基づく取引が、平成18年8月22日まで継続したものと評価せざるを得ない。なお、仮に、被告において、本件取引が二つの取引に分断されることを立証する証拠を有していたとしても、被告は同証拠を提出しなかったものであるから、上記のとおり認定するのはやむを得ないところである。
- (2) そこで、本件取引について、利息制限法が定める制限利率を超える利息の支払に相当する部分を順次元本に充当し、過払いとなる支払を受けた日から、利得した金員に年5パーセントの割合による利息を付し、過払金の利息の処理については、当事者間に特段の定めもないから民法491条1項に準拠して利息を借入金に充当する方法が相当と認められ、以上により再計算（閏年は年366日とし、1円未満の端数は切捨てる。）すると、別紙2の「計算書」のとおり、原告は、被告に対し、平成21年11月10

日時点で、過払元金67万3455円及び過払利息金15万5290円の合計金82万8745円並びに上記過払元金に対する同月11日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の支払を求めることができることとなる。

4 結論

以上によれば、原告の請求は、主文第1項記載の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、訴訟費用は全て被告の負担とするのが相当であるから、主文のとおり判決する。

名古屋簡易裁判所

裁判官 西川清春